

第 1 5 回 総 会 議 事 録

令和 6 年 9 月 2 7 日 開 会

令和 6 年 9 月 2 7 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 現況証明願いについて
- 議案第6号 農地保有合理化事業に係る農用地の買入協議要請について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について
- 協議事項1 農業者年金及び全国農業新聞加入促進について
- 協議事項2 農地等売買に係る現地調査について
- その他

事務局出席者 鳴澤事務局長・湖川係長
開会 午後2時00分
閉会 午後4時12分

第15回芦別市農業委員会総会議事録

令和6年9月27日、第15回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1		2		3	石尾 豊
4	山本 英幸	5	石黒 里美	6	水田 守
7		8	森 俊彦	9	神下 勇
10	前浜 和彦	11	藪 雄一	12	高橋 正人
13	吉村 正之	14	北野 俊之	15	
16	小林 英和				

2 欠席委員

加藤 穰 石川 雅彦 谷野 重彰
太田 拓寿

3 議事録署名委員

小林 英和、石尾 豊

農地係長 定刻となりましたので、只今から第15回芦別市農業委員会
総会を開催します。

会 長 芦別市農業委員会憲章唱和（全員で唱和）
初めに、会長からご挨拶をお願いします。
第15回の総会にあたりひと言ご挨拶申し上げます。
（内容省略）

農地係長 ありがとうございます。これからの進行については議長より
お願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を小林、石尾両委員にお願いします。
次に、諸般の報告をお願いします。

農地係長 諸般の報告については、加藤委員、石川委員、谷野委員が欠
席する旨の報告がありました。

議 長 次に、経過報告をお願いします。

農地係長 8月30日以降の経過について報告（内容省略）

議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

農地係長 議案の概要について説明（内容省略）

議 長 それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第18条第
6項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題とし
ます。

事務局 長 事務局より議案の説明をお願いします。
議案第1号についてご説明いたします。
今月の農地法第18条第6項における解約の通知は6件です。
合意解約時における農業委員会の審議については確認行為であ
ることから説明いたします。

議 長 6件一括でご説明しますので、よろしく願いいたします。
それでは新城町における合意解約案件からご説明します。
（議案書に基づき、合意解約の内容を説明）
引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解
約が成立しているものと判断します。

議 長 ありがとうございます。これより、6件一括して質疑に入
ります。本件について意見等のある方は挙手願います。
（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案

どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 長

今月の農地法第3条による許可申請は、売買の2件となっています。

1件目、新城町の案件です。

(水田委員退席)

その内容についてご説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料No.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、それでは採決します。本件について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

(水田委員着席)

2件目の説明をお願いします。

事 務 局 長

次の2件目は、野花南町の売買の案件です。

その内容についてご説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料No.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、それでは採決します。本件について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。
(石黒委員退席)

議 長 それでは次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 長 今月の農地法第4条の規定による許可申請は、農家住宅に付随する駐車場整備に係る転用の1件です。
内容をご説明します。
(議案書に基づき、許可申請内容を説明)
申請の内容は、別添調査書(資料No.2)のとおり、農振農用地が9月5日に除外され、第1種農地と判断されます。
本件は、転用許可に必要な各基準を満たしていると考えられます。
なお、30a以下の1種農地の農家住宅案件となるため、北海道農業会議への意見聴取は不要の案件となります。

議 長 これより、質疑に入ります。本件について意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とおり許可することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。
(石黒委員着席)

議 長 それでは次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 長 今月の農地法第5条の規定による許可申請は、一般住宅建設用地に係る売買の1件です。
本件は、北4条西3丁目の売買に係る案件です。
(議案書に基づき、許可申請内容を説明)
申請の内容は、別添調査書(資料No.3)のとおり、第3種農地と判断し、各基準を満たしていると考えます。
なお、本件は30a未満の第3種農地の転用許可申請のため、北海道農業会議への意見聴取は、不要の案件となります。

議 長 これより、質疑に入ります。本件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とお
り許可することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。
議長 長 次に議案第5号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局 長 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 長 議案第5号についてご説明いたします。
今月の現況証明願いについては3件、17筆分の願出が出て
おります。内容について説明します。

1件目は、上芦別町の案件となっております。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は、本年9月12日に石黒、高橋両委員と事
務局1名の計3名で実施しております。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案
どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。
2件目の説明を事務局お願いします。

事務局 長 2件目は、北3条東1丁目の案件となっております。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は、本年9月12日に石黒、高橋両委員と事
務局1名の計3名で実施しております。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案
どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。
3件目の説明を事務局お願いします。

事務局 長 3件目は、新城町の案件となっております。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は、本年6月19日に農地売買北地区現地調査で会長外7名の委員と事務局2名の計10名で実施しています。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

続いて、議案第6号「農地保有合理化事業に係る農用地の買入協議要請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権に係るあっせん申出が2件ありましたが、次の農地については、北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づき、芦別市長に対し要請するものです。3件一括でご説明します。

(議案書に基づき、要請内容を説明)

議長 説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に議案第7号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 本件については、相続未登記により権利関係が不明確となった農地について、今年6月から手続きを進めてまいりましたが、今月18日に農地中間管理機構を介して利用権を設定することに異議がある者の申出期間の告示が終了して、共有者のみなし同意があったことから、農地バンク法に基づき耕作予定者に対

して利用権を設定する農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に対して要請するものです。

本市は、まだ地域計画が策定されていないので、農用地利用集積等促進計画の認可は知事が行います。

利用権の設定－1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
利用権の設定－1について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－1について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、利用権の設定－1については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－2の説明をお願いします。

事 務 局 長 利用権の設定－2について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
利用権の設定－2について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－2について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、利用権の設定－2については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－3の説明をお願いします。

事 務 局 長 利用権の設定－3について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
利用権の設定-3について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定-3について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、利用権の設定-3については、原案のとおり決定しました。

次に議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 長 今月の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は6件で、所有権の移転が5件、利用権の設定が1件となっています。

所有権の移転-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件は別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 所有権の移転-1について、担当委員から説明願います。

(所有権の移転-1の調整内容について説明)

森委員 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

所有権の移転-1について、意見等のある方は挙手願います。

議長 長 全員賛成ですので、所有権の移転-1については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転-2について、事務局より説明をお願いします。

(吉村委員退席)

事務局 長 所有権の移転-2について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件は別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－2について、担当委員から説明願います。
森 委 員 (所有権の移転－2の調整内容について説明)
議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
山 本 委 員 所有権の移転－2について、意見等のある方は挙手願います。
薮 会 長 代 理 現地調査時の価格よりも1割下がった理由は。
現地調査時から1年が経過しており、同じ売り主の3件の
整合性をとり、このような結果となった。
議 長 ほかに質問等がありますか。
(質問、意見なし)
議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－2に
ついて原案のとおり決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)
議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－2については、原案のと
おり決定しました。続いて所有権の移転－3について、事務局
より説明をお願いします。
(吉村委員着席)
事 務 局 長 所有権の移転－3について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件は別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たして
いると考えます。
議 長 所有権の移転－3について、担当委員から説明願います。
水 田 委 員 (所有権の移転－3の調整内容について説明)
議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
所有権の移転－3について、意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)
議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－3に
ついて原案のとおり決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)
議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－3については、原案のと
おり決定しました。続いて所有権の移転－4について、事務局
より説明をお願いします。
事 務 局 長 所有権の移転－4について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件は別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たして

いると考えます。

議 長 所有権の移転－４について、担当委員から説明願います。

水田委員 (所有権の移転－４の調整内容について説明)

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

所有権の移転－４について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－４について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－４については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転－５について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 所有権の移転－５について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件は別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－５について、担当委員から説明願います。

山本委員 (所有権の移転－５の調整内容について説明)

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

所有権の移転－５について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－５について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－５については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－１について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 利用権の設定－１について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件は別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 利用権の設定－１について、担当委員から説明願います。

森委員 (利用権の設定－１の調整内容について説明)

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

前 浜 委 員
事 務 局 長
議 長
議 長
議 長
農 地 係 長
議 長
事 務 局 長
議 長
議 長
事 務 局 長

利用権の設定－1について、意見等のある方は挙手願います。
牧草地で地目に畑と牧場があるが違いは何か。
牧草地でも肥培管理されていれば地目は畑となる。
ほかに質問等がありますか。
(質問、意見なし)
よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－1について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)
全員賛成ですので、利用権の設定－1については、原案のとおり決定しました。
議案が全て終わりましたので、次に協議事項へ入ります。
協議事項1「農業者年金及び全国農業新聞の加入推進について」事務局から説明願います。
○農業者年金加入推進について説明します。
(内容省略)
(資料No.6 未加入者リストにより推進活動を依頼)
○全国農業新聞の加入推進について
(内容省略)
担当委員は、加入推進協力をお願いします。
次に、協議事項2「農地等売買に係る現地調査について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
資料No.7により説明(説明内容省略)
○ 協議結果
北地区分科会～1件
・10月16日(水)午前9時集合
～新城第3会館で会議(予定)
南地区分科会～4件
・10月16日(水)午後1時30分集合
～旭町内会館で会議(予定)
以上について決定といたします。
これですべての議事案件が終了しました。
次に「その他」に入ります。事務局から報告願います。
① 次回総会日程について

10月30日（水）午後2時から、市議会第2・第3委員会室で開催予定（ナチュラルビズ）

総会終了後に専門部会を開催

② 次年の賃貸契約更新農地で、受け手確保が困難な案件への対応について来月総会で協議したい

議長 この件について、ご質問等ございませんか。

（質問、意見なし）

議長 これで、全て終了となりますが最後に全体をとおして何か質問等ございませんか。

（質問・意見なし）

無ければ、以上をもって、総会を終了します。

以上のとおり、第15回総会の顛末を記録し、その内容について相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____